

# デフレ脱却への経済・金融政策と 地域経済・地方財政の展望

伊藤敏孝 いとう としたか

神奈川大学 指定管理者モニタリング・評価研究所 客員教授  
ファイナンシャルプランナー

## Talking Points

1. 地域経済は、長引くデフレによる低迷からの緩やかな回復基調が、リーマン・ショックと東日本大震災の二度の深刻な減速要因で暗転し、需要・供給両サイドでのマインド改善が急務となっている。
2. 地方財政は、経済の減速に加え、少子高齢化等による社会保障費の通増傾向が義務的経費率を高め、公共事業・施設の維持修繕・更新への財政余力が著しく低下するなど一段と硬直化が進み、財政規律と住民サービスの維持向上に対する抜本的な解決策が求められている。
3. デフレ脱却に向けた現下の経済・金融政策は、地域経済の主要なプレイヤーである中小企業経営者の期待感を醸成し短期的な見通しを上向かせる一方、激変に伴う中長期的な成否の見極めが困難であることが、地域経済の足元でのモメンタム持続に懸念要因となっている。
4. 民間投資を喚起する成長戦略の具体化は、地域経済の持続的改善・成長に資するとともに、現下の地方財政が抱える最大のリスク要因である公共施設老朽化問題を解決するチャンスともなる。公共セクターにおけるあらゆる視点からの公民連携手法の展開が、持続的な地域経済活性化のカギとなる。

## 1. はじめに

2013年5月、年末から上昇傾向にあった日経平均株価が15,000円台に乗り、円相場は約5年間に及ぶ長期的な円高から反転、円安が進行し1ドル＝100円の大台を突破した。1月に発表された10兆円を超える緊急経済対策<sup>1</sup>、政府と日本銀行（以下、日銀）による政策連携<sup>2</sup>に加え、4月の日銀による新たな金融政策<sup>3</sup>では、翌日の長期金利が急落（債券価格は上昇）し、史上最低の0.315%<sup>4</sup>を記録するなど、経済・金融政策が株式市場と為替市場に大きなインパクトを与えている。

これらの政策によるインフレ期待への働きかけと、今後想定される「民間投資を喚起する成長戦略」を合わせ、消費や投資マインドの回復が見込まれ、長期デフレ脱却に向けた実体経済の本格的な改善が期待されている。

一方、国の債務は、経済対策補正も加わり、2013年度末にはいよいよ1,000兆円の大台を超える見通し<sup>5</sup>となり、先進国では過去に例のない高債務の記録が更新される。地方財政は、バブル崩壊以降の「失われた20年」の間に地方債残高が約3倍の200兆円超と大きく増加し、社会保障関係費（扶助費）の逡増によって義務的経費率が高まり、予算編成上の裁量余地が著しく減少した。新たな公共施設整備はもとより過去の公共施設の維持修繕・更新に対する費用をカバーする財政余力がない中で、東日本大震災以降に防災・耐震対策の必要性が急増したことで、社会インフラのマネジメント上のリスクが高まった。

今後、インフレ期待による金利の上昇局面では国債及び地方債の金利負担が増大し、実質経済成長率や税収改善とのバランスが保てない限り、さらに厳しい財政状況に陥る。こうした中で、住民サービスを低下させずに公共施設の維持修繕・更新、また、新たなニーズに対応し

た施設整備を行っていくには、地方自治体固有の従来型手法や財源だけでは限界がある。民間投資を喚起する成長戦略の実践には、公共部門のマーケットに民間資金を参入させやすくする制度設計が伴わなければならない。公共施設の所有・整備・運用面において、行政側で完結するフルセット主義を脱し、様々な公民連携が可能となるよう、制度改善及び運用面での意識改革が欠かせない。

## 2. 経済・金融政策による地域経済の動向

2013年1-3月期のGDP速報値<sup>6</sup>によると、実質GDPの成長率が0.9%、年率換算で3.5%となった。今後の景気見通しは、消費マインド改善による需要の回復を背景に、国内企業の業績回復を労働分配率の向上につなげ雇用者所得を増加させるとともに、企業の担税力が増して国税及び地方税収の増加に結び付き、実体経済に大きく作用させられるか否かにかかっている。

1月以降の経済・金融政策は、株価や為替相場、長期金利といった主要指標に大きな影響を与え、地域経済の景況感も上向かせている。長期的な円高傾向は、為替感応度の高い自動車等の輸出系企業に大きな痛手となり、製造拠点の海外展開・国内空洞化を余儀なくされたが、足元の円安基調によって業績見通しが好転し、国際的な投資戦略を再び国内に回帰させる可能性が高まった。

直近の日銀「さくらレポート」<sup>7</sup>によれば、各地の景気情勢を1月期と4月期とで比較すると、全地域で判断が引き上げられており、国内需要が家計及び企業マインドの改善と海外経済の回復とによることなどが理由として挙げられている。内閣府「景気ウォッチャー調査」<sup>8</sup>では、上昇傾向にあった現状判断DIは前回の過去最高水準からは微減となったものの、高額品販売が好調といった消費マインドの向上と、円安進行による製造業の売上・収益の増加などが確認されており、全体として「景

1. 2013年1月11日閣議決定「日本経済再生に向けた緊急経済対策」、1月15日補正予算案閣議決定、2月26日予算成立。
2. 2013年1月22日内閣府・財務相・日本銀行「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」
3. 2013年4月4日公表『「量的・質的金融緩和」の導入について』（日本銀行）
4. 2013年4月5日、新発10年利付日本国債（第328回）の場合における金利。同日終値は0.530%と乱高下し、以降ボラタイルな状況が続き5月16日終値では0.840%。
5. 2013.5.10財務省発表「国債及び借入金並びに政府保証債務残高（平成25年3月末現在）」において、平成25年3月末実績が991.6兆円（政府保証債務を除く）。平成25年度末見込（当初予算ベース）では、1,107.1兆円。
6. 2013年5月16日「2013(平成25)年1～3月期四半期別GDP速報（1次速報値）」（内閣府）
7. 2013年4月15日「地域経済報告—さくらレポート—（2013年4月）」（日本銀行）
8. 2013年5月10日「景気ウォッチャー調査 平成25年4月調査結果」（内閣府）

図1 横浜市域における企業景況感と法人市民税の推移



(出所:「横浜市景況・経営動向調査」及び「横浜市の財政状況」から筆者作成)

気は持ち直している」とされた。先行きについても、円安に伴う原材料価格やエネルギー関係のコスト上昇の懸念はあるものの、上昇するとの見通しがなされている。

企業の景況感の現況及び先行き見通しは、金利や為替等の客観的数値と異なり定量化が困難であることから、アンケート方式で企業経営者等の直感に基づいた回答を指標化(「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を引く等)するDIやBSI<sup>9</sup>方式により得られる。地域経済における景況感に関する指標と地方税収のうち法人市民税<sup>10</sup>との関係を、横浜市域における過去約20年分の調査をもとに比較したのが図1である。業種や規模、収益構造など指数を構成する企業毎の景気感応度が異なる要因はあるものの、全体としては、景況感と法人市民税に一定の相関があることが確認できる。

中小企業の景況感では、4月1日以降を調査対象期間に含む東京都の調査によると、3月の業況感(業況DI)は2カ月連続で上向いており、今後3カ月間(4~6月)の見通し(業況見通しDI)は、一進一退で模様眺めの状況と分析されている。

景況感の先行き見通しについては、「合理的期待仮説」<sup>11</sup>

によって形成される側面がある一方で、因果関係が逆のベクトルとなる「自己充足的予言」<sup>12</sup>としての性質も見逃せない。インフレターゲットの実現に向けては、景気循環における累積性を考慮すると、地域経済の主要なプレイヤーである中小企業経営者のモメンタム醸成が実体経済への作用の命運を握るとも考えられる。地域経済の実態を把握するには、先行き見通しとその後の実績との差異を、長期継続的に調査・分析することが重要である。

### 3. 異次元の金融政策によるマーケットの反応

日銀は、4月4日に、「量的・質的金融緩和の導入について」を発表した。これは消費者物価を2年程度で2%上昇させることを目標とし、その実現のために、「量的緩和」としてマネタリーベースを2倍に拡大、「質的緩和」として長期国債とリスク性資産の拡大を図るものである(図2)。

国債は、新規発行と借換債を合わせて年間に約170兆円<sup>13</sup>発行される。国債の所有者<sup>14</sup>は、国内投資家が約9割を占め、日銀と銀行等で全体の5割強を保有し、生

9. DI: Diffusion Index, BSI: Business Survey Index (景況動向指数あるいは景況判断指数)。

10. 1994年度から2011年度は決算額、2012年度は決算見込額。

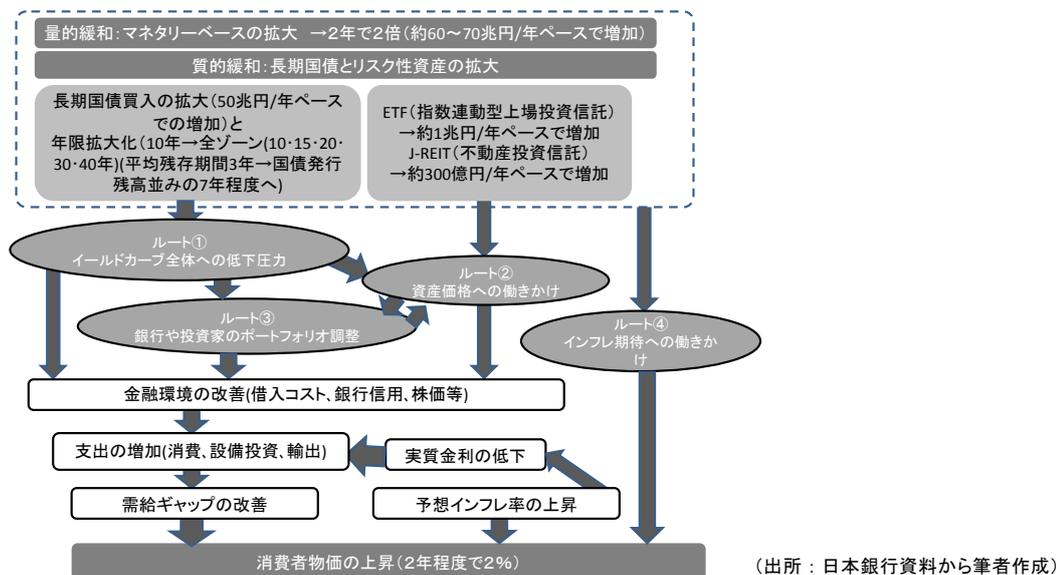
11. “rational expectation hypothesis” (合理的期待仮説) は、アメリカの経済学者 Robert Emerson Lucas(1913-)をはじめとした多くの経済学者が提唱。

12. “self-fulfilling prophecy” (自己充足的予言あるいは予言の自己成就と訳される) は、アメリカの社会学者 Robert King Merton(1910-2003)によって説明された概念。

13. 平成25年度の国債発行予定額は170.5兆円で、うち112.2兆円が借換債。(平成25年1月29日公表「平成25年度国債発行計画〔国債発行予定額(当初)〕」〔財務省〕)

14. 平成25年1月29日「平成25年度国債管理政策の概要」平成24年9月末の国債及び国庫短期証券(T-Bill)の所有者別内訳。

図2 量的・質的金融緩和のながれ



損保等、公的年金、年金基金と続く。

機関投資家のポートフォリオでは、比較的安全な資産とされる国債・地方債<sup>15</sup>の占める割合が大きい。厚生年金及び国民年金の積立金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の基本ポートフォリオは、約111兆円の運用資産額のうち67%が国債をはじめとする国内債券が占める。運用資産額約46兆円の全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）<sup>16</sup>では、86.3%が国債、地方債及び政府保証債等を中心とした公社債で運用されている。

日銀の新たな金融政策では、量的緩和として、毎月発行される国債約10兆円のうち約7兆円を買い入れることとし、質的緩和として、イールドカーブ全体の低下（フラットニング）を狙い、長期国債の買入対象を全年限に拡大、これまでの3年程度から既発国債全体の平均残存年数である約7年まで長期化することとされた。しかしながら、4月4日以降の長期金利の乱高下といったマーケットの反応と併せて、機関投資家はこれまでのポートフォリオの見直しを余儀なくされ、メガバンク3行では、指標金利である10年債金利の微増を受けて5

月からの住宅ローン金利を0.05%（5bp）引き上げた。金融機関における足元の資金調達コストの変動は、設備投資や建設・住宅投資の喚起につながるはずの量的・質的緩和に対して、限定的ではあるものの逆の作用をもたらした。

金融政策による物価上昇及び脱デフレ期待は為替相場にも作用し、長期的な円高傾向を脱して円安が進行、5月に入って100円台まで下落した。7か国財務大臣・中央銀行総裁会議（G7）<sup>17</sup>においても、日本の新たな金融政策が支持され、円安進行が誘導目標ではなく副次的影響であることも容認されたため、マーケットの反応は織り込み済みの範囲内として静観されている。

金利と為替の変動は、仕組債など様々な金融派生商品（デリバティブ）が流通している現在、間接的な影響が発生することも想定される<sup>18</sup>。為替相場や長短金利差あるいは内外金利差がトリガー条項となるケースでは、現下の変動が次期の条件見直しタイミングにどのように作用するか注視する必要がある。

金融市場では、政治・経済の動きが刻々と反映され、そのスピード感は増す一方である。株式売買では、立会

15. 現在主流のパーゼルII（新BIS規制）のリスク・ウェイトは、国及び地方公共団体が発行する債券については、標準的手法及び内部格付手法ともに0%。  
 16. 「JA共済連の現状2012（平成23年度決算）」  
 17. 2013年5月10～11日に英国で開催。4月18～19日に米国で開催された20カ国・地域財務大臣省・中央銀行総裁会議（G20）においても、「日本の最近の政策措置は、デフレを止め、内需を支えることを意図したものである。」（会議声明〔仮訳〕）と理解が示されている。  
 18. 仕組債により多数の地方自治体が含み損を抱えているが、兵庫県朝来市は2012年6月に地方自治体で初めて金融機関2社を相手に提訴した。朝来市は、為替相場に連動するタイプの契約であり、現下の円安基調で含み損が減少したとして、債券売却と訴訟取り下げを検討中（2013年5月17日付新聞各社報道による）。

場で場立ちの手サインによる時代から、1990年代後半の電子システム取引への全面移行後もICTによる劇的な進化を続け、金融システムが複雑高度化した現在では、株式の売買注文から約定までの応答速度（latency）は1,000分の1秒（1ms）単位まで追求されている。アルゴリズム取引と呼ばれるコンピュータ・プログラムによる自動的な売買手法は、瞬時にマーケットの動向が激変するリスクも内包している。

経済活動の根幹をなす金融市場の高速化は著しく、会計制度や企業経営もICTを活用し、年度毎の管理から、上半期・下半期、四半期毎、月次、日次など管理サイクルが短縮化されている。行政部門においても、従来型のマネジメントサイクルでは、刻々と変わる社会経済情勢のスピード感に乗り遅れる構造的な問題を有している。地方自治体の財政運営についても、変化をリアルタイムに捉えてフィードバックしていくモニタリング手法や、複雑高度な財務・金融・経済知識を前提とした迅速な判断を行うCFO的機能<sup>19</sup>を充実させることが、より重要になるだろう。

#### 4. 硬直化傾向にある地方財政の現状と見通し

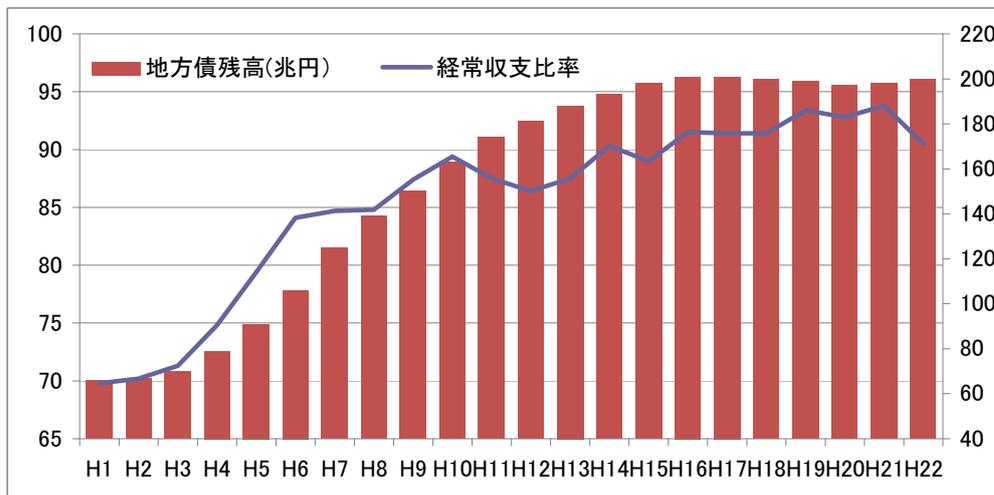
昭和22年（1947年）の現行地方自治法及び地方財政法施行から60年以上を経て、高度経済成長から成熟期、少子高齢化による人口減少期に入った我が国の社会経済情勢の変化により、地方自治に求められる役割や財

政状況は大きな変化を遂げている。特に、社会保障関係費（扶助費）の増加は著しく、この20年間で約2倍となり、限られた税財源の中で地方財政の圧迫要因として、普通建設事業費を半減させるほどの影響を及ぼしている。また、平成初頭に経済対策としての公共事業投資が増加するなどした結果、地方自治体の投資的経費が急増し、地方債残高は約20年間で約3倍の約200兆円にまで増加した。この間に整備した公共施設では、後年度の管理運営費も累増し、「公の施設」等の管理運営費は、着実に地方財政の重荷として増加し、財政状況の悪化を深めている。扶助費の増加は、行財政改革による人件費の抑制を上回り、人件費・扶助費・公債費を合計した義務的経費率は平成23年度決算で49.8%となった。

地方自治体における財政運営の自由度（財政構造の弾力性）を表す代表的な指標に「経常収支比率」がある。経常的な財源（経常一般財源等）に対する経常的な経費（固定費）の割合として算出され、90%以上になると財政構造の硬直化を表し、裁量のある財政運営が困難であることを示す。平成以降の過去20年強について、全国平均では急激に上昇し、平成10年代以降では90%前後で推移、地方債残高の増加傾向と重なって、財政硬直化の定着が確認できる。（図3）

これは、社会経済情勢による産業構造の変化、また少子高齢化による人口構成や雇用情勢の変化によるものであり、全国の地方自治体で同様の傾向を示しており、毎

図3 地方自治体（全国）の地方債残高及び経常収支比率の推移



（出所：「地方財政白書」から筆者作成）

19. 「ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制」（伊藤敏孝、PHP Policy Review Vol.4-No.34 2010.8.23）

年度予算編成上でも大きな財源不足を抱える厳しい状況が続いている。神奈川県では、外部有識者による調査会から、県有施設を「原則全廃」の視点で見直しを断行することや補助金・負担金を一時凍結して抜本的に見直すべき<sup>20</sup>と指摘されるなど、極めて厳しい状況に陥っている。

経常収支比率が高止まりする現状において、公共施設の維持修繕・更新と新たな施設ニーズへの対応という困難な課題がある。その上で、今後、金利が上昇する場合には、新規発行の地方債金利の高騰や後年度の公債費負担の増大等のリスクを抱え、インフレ期待が経済成長と税収増加に結び付かなければ地方自治体の収支構造は悪化することが見込まれる。

金利上昇による利払い費の増加は、国と地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の改善にも影響を与える。国のプライマリー・バランスは、SNA対比で管理されており、債務に占める利払い額の上昇率がGDPの上昇率を下回っていれば、指標上の影響はないとされる。しかし、地域経済においては、国全体のGDP増減と必ずしも一致しないことから、各地方自治体におけるプライマリー・バランスを利払い込みのSNA対比で管理することにはリスクが伴う。地方自治体では、元金部分の借入額と利払い分を除いた元金償還額だけを対象に厳しく管理する手法も採用されており、今後の金利変動リスクを財政規律の算出基準に結び付けないしくみが求められる。

地方自治体の歳入のうち、地方交付税は、「団体間の財源の不均衡を調整し、一定の合理的基準によって再配分する、いわば国が地方に代わって徴収する地方税」<sup>21</sup>という現年度の税収における垂直的財政調整制度である。しかし、既に交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特会）からの借入れによって成り立っていたこと、そして2001年度以降の「臨時財政対策債」の導入により実質的な赤字地方債の性質を帯び<sup>22</sup>、既に地方交付

税は現年度の税収を超え、マーケットから金利を付けて調達される借金の一つへと変化した。したがって、交付税も金融政策の影響を直接に受ける対象であり、今後の金利上昇局面においては、後年度の公債費負担を増大させる要因であることを認識しておく必要がある。

地方自治体の財政健全性を図る指標は、その算定式的设计上、住民サービス水準に関わらず「何もしないほど健全」と見えるしくみになっている。過去に実施した公共事業や公共施設整備が相対的に少なければ少ないほど、安定的な税財源をベースに財政健全性は高く表される。行政学では、住民サービスは納税に対する反対給付として得られるものではない。民主主義における政府は、いわゆる社会契約説に立ち、「租税」として一方的かつ強制的に、そして無償で貨幣（財源）を調達して公共サービスを行うものであり、納税額に対して相応の公共サービスを受けられる比例関係は生じ得ない。しかしながら、そもそもの社会契約説の趣旨から、財政規律の維持向上を図り、持続可能な財政収支のもとで公共施設マネジメントを行うことが要請される。複数シナリオによる将来の収支見通しを明らかにし、限られたリソースの中でプライオリティを付けて、具体的な政策のオプションを提示していくことが求められる。

## 5. 公共施設老朽化問題の「見える化」と対応手法

バブル崩壊後のいわゆる失われた20年の間に、社会保障関係費（扶助費）の増加と、それに圧縮される形で普通建設事業費（投資的経費）の減少が顕著となり、地方財政の収支構造は極めて硬直的になった。昭和40年代以降の高度経済成長期に、様々な社会インフラ・公共施設が短期間かつ大量に整備され、それらの修繕及び更新時期が順次迫っている。

平成23年度国土交通白書によれば、同省が所管する道路、港湾、水道、都市公園等の8分野について、

20. 平成24年9月21日「神奈川県における緊急財政対策に対する最終意見」（神奈川県緊急財政対策本部調査会（増田寛也座長））。なお、『本調査会で言う「廃止」とは、施設の機能を維持したまま市町村等へ移譲することや、必要性を精査のうえ、存続の必要があると判断した施設に関して「独立採算」「受益者負担」等の観点から、「当該施設の機能を維持しつつ、維持管理に係る県の一般財源負担を限りなくゼロに近づけること」も含む』と記されている。平成25年度予算編成では、当初700億円の財源不足を予算案の段階で概ね解消したが、平成25年3月、県の「臨時特例企業税」が最高裁判決で違法・無効とされたことで、還付加算金を加えた総額約635億円を返還する必要が生じたことから、さらに厳しい財政状況を強いられた。

21. 総務省ホームページ「地方交付税制度の概要」から抜粋。

22. 平成24年度決算見込額では、交付税特会（地方負担分）の借入金残高は約33兆円、臨時財政対策債の残高は約41兆円。

2011年から2060年度までの50年間に必要な更新費(約190兆円)のうち、約30兆円(全体必要額の約16%)を充当できないとの試算が明らかにされた<sup>23</sup>。

地方自治体における市民利用施設や社会福祉施設、学校施設等についても、それぞれ整備のピーク時期の前後はあるが、同様の老朽化問題を抱えている。地方自治体が抱える「時限爆弾」と言われる所以である。しかし、これまでもアセットマネジメントやライフサイクルコストの観点によるアプローチは行われていたものの、外部に危機感を訴え、厳しい財政状況の中で優先順位を高めるインパクトには欠けていた。そこで、新公共管理(New Public Management = NPM)の考え方を基本とする、個別施設の現状とトータルコスト及びストック情報を整理・分析した新しいタイプの「公共施設マネジメント白書」が、2008年の藤沢市をはじめ、全国的に多数作成・公表され、公共施設が抱える老朽化問題が改めて浮き彫りとなった。公共インフラ存続の危機は、地方財政における技術的な問題にとどまらず、地域経済そのものに直結する根幹的な問題である。

これまでは、対策を講じることが困難な大規模リスクについては、明示されることなく、「想定外」の案件として現実的な対応が先送りにされることが少なくなかった。しかし、東日本大震災後には、最悪のシナリオを想定して、その上で講ずべき対策・計画を検討する流れが定着しつつある。平成23年7月に日本学術会議が「放射線を正しく恐れる」と題した緊急講演会を開催した。中央防災会議<sup>24</sup>では、津波対策において数十年から百数十年に一回程度の頻度(レベル1=防災レベル)と、数百年から千年に一回程度の頻度(レベル2=減災レベル)の2つのレベルを想定し、それぞれに応じた対策を確立することとされた。都市の抱えるリスクを「見える化」し、デュー・デリジェンスを行うことに他ならず、いたずらに漠然とした不安を共有するのではなく、「正しく恐れる」ことを目指すものである。

極めて大きな事象を扱う地球温暖化対策の分野でも同様の発想がある。温室効果ガスの過去にない増加がも

たらす将来的なリスクを最新の知見に基づいて明らかにし、ある点を境とした不可逆的な段階(point of no return)に陥る前に、そこから逆算して対策を検討するバックキャスト手法である。長期的に対処すべき地球規模のリスクに対して、費用対効果や技術革新の度合いを総合的に勘案し、リスクの原因自体を減少させる「緩和」(mitigation)と、リスクに対する費用対効果や時間的制約からリスクの存在を一定程度容認して対策を行う「適応」(adaptation)との両輪で解決を目指すものである。

このように国と地方の政府部門では、100年、さらには1,000年先のリスクに対しても、先送りすることなく、検証と対策の検討を行う時代となっている。これに対し公共施設の老朽化問題は、既に突入している喫緊の課題であり、最優先で取り組まなければならない。

公共施設マネジメントにおける対策手法は、事後保全(Breakdown Maintenance)と予防保全(Preventive Maintenance)に大別され、後者には時間計画保全(Time Based Maintenance)と状態監視保全(Condition Based Maintenance)の手法がある。事後保全は、財政上の平準化が図れず不確実性の高い手法であるためリスクが高く、費用対効果上、予防保全的手法にフォーカスされることになる。時間計画保全では、将来の支出見通しが機械的に計算可能であることから不確実性は抑制される。しかし、予算上の現実的な制約を踏まえると、理論的に推奨される更新時期に到達したら自動的に対応するという財政余力がない現状では、リスク管理と経済合理性を兼ね備えた状態監視保全が有効であると考えられる。

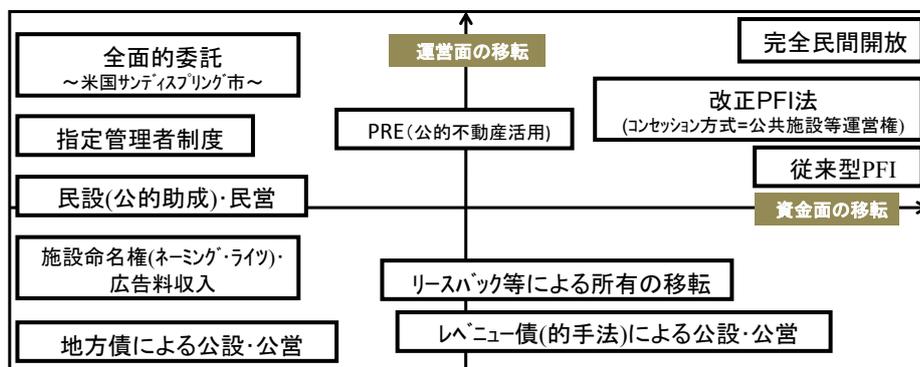
公共施設マネジメント白書によって、老朽化問題のデュー・デリジェンスが完了した後は、そのアクションプランが求められる。即ち、「ポスト白書」について、どのように対策を講じるかの現実的な政策・事業の選択が必要になる。施設の統廃合や提供されるサービス水準にも関わるため、住民との合意形成が欠かせない<sup>25</sup>。同時に、公共施設の維持修繕・更新・新設時には、建設・

23. 平成23年度国土交通白書(p.98)第2章第1節6「社会資本の適切な維持管理・更新」

24. 平成23年度国土交通白書(p.35)図表49「これからの想定津波の考え方」(中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」(平成23年9月28日)より国土交通省作成)

25. 「公共施設マネジメントにおける合意形成の進め方～総論賛成、各論反対を突破するために～」(佐々木陽一、PHP Policy Review Vol.7-No.55 2013.1.30)

図4 公共施設の整備・運営手法のバリエーション



設備等に広範な需要を創出することから、企業側、即ち自然人としての市民に限らず、法人・企業市民の間でも、新たな制度設計に向けた合意形成が重要となる。「ポスト白書」では、住民サービスと地域経済の活性化を合わせた需要側と供給側からのトータルな視点での自治体経営力が問われることになる。

## 6. 地方自治体経営と公民連携手法

公共施設老朽化は、現在の地方財政において大きなリスク要因であるとともに、老朽化問題を解決するプロセスで膨大な建設・設備需要を発生させる。これらに対して、どのような実施主体・ファイナンス手法を用いるのかが、今後の地方財政を大きく左右するだけでなく、域内の産業や雇用など地域経済活性化を左右する鍵にもなりうる。

公共サービスは、市場原理に委ねると十分なサービスが提供されない「市場の失敗」に陥る分野について政府が担うことが必要な「公共財」によって得られる。我が国における公共サービスも、郵便、保険、鉄道、道路、電気通信、住宅などの分野で、国あるいは公社・公団により運営された歴史が長く、国民の間に深く浸透した。そのため、公共サービスの提供者側も受益者側も、純粋な公共セクターこそが安全・確実なサービスを提供する主体であると認識されていた。公共サービスを提供する

ための公共施設も同様に、所有、整備（設置）及び運営のいずれも公共セクターが行う「公有・公設・公営」の直営主義が根付いた。

公共サービスを提供するための公共施設は、それぞれの目的に応じた行政財産としての位置づけを持ち、「市民共有の財産」としてその経済価値を最大限に活用することが義務付けられている。公共施設は、公共セクターによる「公有・公設・公営」の完全直営方式と、その対極にある「民有・民設・民営」の完全民営化・民間化との両極の間で、理論上多様なバリエーションが考えられる（図4）。

各種法令の趣旨からも行財政改革による効率的なサービス提供が要請され、一般的にはそれら法令が持つ制約の中での効率性向上が求められてきた。所有や整備・運営を官と民で役割分担する公民連携手法は、平成11年度のPFI法施行<sup>26</sup>など様々な手法が導入され、「指定管理者制度」<sup>27</sup>は、管理委託制度などの時代を経て、平成15年度の制度施行から10年が経過した。公民連携手法は、一定の市場原理の下、従来の完全直営方式では達成できない効率性を追求し、利用者である市民目線によるモニタリング機能を付加することで、最高のパフォーマンスを得られるような制度設計が行われている。

公民連携の先進的自治体では、公共施設の発想を

26. 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年7月30日公布）。平成22年末で全国の地方自治体で375件が実施され、地方自治体数では約1割程度に留まる。直近改正は平成23年6月1日、「公共施設等運営権」（コンセッション方式）などが導入された。

27. 地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により、同法第244上の2第3項等において指定管理者制度が定められた。「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日総務省自治行政局）に「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減を図ること」と記載されている。

転換させる斬新な導入事例が増えている。

佐賀県武雄市では、平成 25 年 4 月、書籍・CD 等レンタルの大手民間企業カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を指定管理者<sup>28</sup>とした図書館をリニューアルオープンさせた。カフェ及び書店・レンタル部門の併設や、利用に応じてポイントが付与される利用カードの選択制導入など、公立図書館の機能として賛否の分かれる議論を惹起させている。しかし、人口約 5 万人の武雄市で、オープン後の 1 か月間で前年の年間利用者数約 2 万人を大きく上回る約 10 万人の利用者があった<sup>29</sup> 事実は看過できない。同図書館は、平成 23 年に iPad を活用した公立図書館で日本初の電子図書館サービス「武雄市 MY 図書館」を開始し、iPad 用図書館アプリにより 24 時間 365 日、蔵書が閲覧できるサービスを実現している。同市は、商工関係部署の「営業部」への改組や、「つながる部 フェイスブック・シティ課 フェイスブック係」を設け、平成 24 年 8 月には、市のホームページを全面的にフェイスブックに移行するなど、ICT の活用や新手法の率先導入などで新規分野を開拓している。

公共施設の老朽化について、施設の改廃議論や事業収支の改善に留まらず、現行制度の枠内で市民の利便性向上やライフスタイルのあり方に少なからぬ影響を与える事例であり、公共サービスの今後について一石を投じている。

## 7. 第4世代（4G）地方自治における地域経済と地方財政の成長戦略

増大する歳出と限られた税財源による厳しい財政状況の中、従来型の発想だけでは地方財政の収支改善はもとより持続可能な地方自治体経営にも黄色信号が灯りかねない。公共セクターが制度上あるいは事実上独占してきた分野に、民間セクターの参入をあらゆる面から推進していくことで活路を見出すことができる。

政府による民間投資を喚起させる成長戦略では、民間セクターのポテンシャルが最大限に発揮されるよう、関係法制度等の規制緩和が重要になる。平成 25 年 1 月に設置された「規制改革会議」で、大田弘子議長代理は、「岩盤のような規制」、「鉄の扉のような規制」、「即断即決で解決すべき規制」などを列挙<sup>30</sup>し、規制改革の優先順序と取組体制を定め戦略的に改革する必要性を強調している。行政学における規制行政活動<sup>31</sup>は、公共の利益を実現するために、ある種の行為をすることを国民に命令、禁止、許可するといった行政活動固有の領域を指す。特に、本来国民が生来自由に行えることが法令により一般的に禁止されている場合には、制度設計及び立法時の趣旨と、その後の時代背景や社会経済情勢の変化に応じて、民間セクターによる機会利益の損失、ひいては公共の利益を損なっていることがないか不断の検証が必要である。

平成 18 年の改正薬事法及び平成 21 年の改正薬事法施行規則による一般用医薬品のインターネット等販売に対する規制では、ネット販売事業者が権利確認等を求めた訴訟で、平成 25 年 1 月の最高裁判決<sup>32</sup>において原告側勝訴となった。同日付で事業者が販売を再開、直後から同社の株価は連日ストップ高となるなど急騰した。本稿のテーマから医療面・安全面の是非は割愛するが、議論の本質は ICT の急激な進化と普及が法制度と国民のコンセンサスとの間にギャップを生じていた証左であり、ICT が国民のライフスタイルを激変させた事実に向き合っていく必要性を表している。

ICT を支える我が国の電力供給システムは、東日本大震災後の原子力発電所の全停止以降、全国 10 電力会社による中央集権的構造に再考を迫られた。電力・エネルギー分野では、地球温暖化対策を図る上で化石燃料に過度に依存しないライフスタイルへの転換を模索している最中である。化石燃料を用いない再生可能エネルギーによる発電システムが普及段階に入り、それを制御する

28. 契約期間 5 年間、指定管理料 5.5 億円（5 年分）。改修費用約 7.5 億円のうち CCC 社が約 3 億円を負担。

29. 「武雄市図書館・歴史資料館 来館者数が本日正午 10 万人突破」（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 図書館カンパニー、2013 年 5 月 1 日付ニュースリリース）

30. 平成 25 年 2 月 15 日開催の第 2 回規制改革会議で、「規制改革会議の進め方について」と題した書面による会議参加の資料を提出。「民間が活動するのに最も魅力的な環境をつくるためには、この 2 年程度で、これまでの規制改革に決着をつけるという意気込みで取り組む必要がある」とした。

31. 西尾勝「行政学[新版]」（有斐閣）

32. 平成 25 年 1 月 11 日最高裁第二小法廷判決「平成 24 年（行ヒ）第 279 号 医薬品ネット販売の権利確認等請求事件」

エネルギー・マネジメント・システム（EMS）も進化することで、今後、住宅（HEMS）、ビル（BEMS）、工場（FEMS）、地域全体（CEMS）への適用・普及が期待される。理念や責務からではなく、経済合理性や安全性の観点から急速に普及が進むと、それらの高価・高度な技術もコモディティ化し、系統電力に頼らない地産地消・地域分散型ネットワークへの移行も絵空事ではなくなる。

このように、規制改革は、その対象や規模に注目されがちであるが、規制緩和する時代背景によって、その時点で実用化されている最新技術が爆発的に普及することになる点に注意が必要である。医薬品等の日常生活用品であれば、次の更新サイクルが来るが、家や車、家電といった耐久消費財では、一度更新すると数年から数十年は更新サイクルが訪れない。平成21年に経済対策として導入された家電エコポイント事業は、地上デジタル放送対応テレビへの移行に一役買ったが、ポイント終了の駆け込み等により買い替え需要を先食いした。そのため、相前後して登場した3D（立体）対応テレビの販売が低調となり、今後の4K（高解像度）対応テレビなどにも影響を及ぼすとなると、本来期待できた技術革新・イノベーションの投資回収や新たな投資に結び付かなくなる恐れがある。そのため、制度導入時点で、中長期的かつ戦略的なアクションプランが伴わなければならない。

公共施設に地域分散型ネットワークをベースとしてICTやEMSを用いることで、管理運営・維持修繕の日々のマネジメントサイクルが短期化・小規模化し、地域で活動する中小企業こそがビジネスチャンスを得られる新しいビジネスモデルの構築が可能となる。4月に横浜市内で、80社以上の中小企業等と産官学で構成されたコンソーシアム「横浜スマートコミュニティ」が、次世代コミュニティモデルとなる研究・実証ハウス「スマートセル」<sup>33</sup>をオープンさせた。プロジェクトの理念に賛同する企業・団体が、資金、断熱材や床材・扉等の建築資材、冷暖房やHEMS等の設備機器など各分野の先端技術・製品を持ち寄って建設した。自律的・安定・連携

を目指した次世代型モデルハウスは、植物細胞（セル）の持つコンセプトをベースに設計された未来志向の拠点である。

EMS関連の最先端技術は、現行の法制度の規制に抵触するケースが続発している。2012年9月には、「スマート家電」の電源をスマートフォン経由で遠隔操作する機能が、電気用品安全法に抵触するとの判断で、発売直前に該当機能を削減することとなった。昭和36年に制定された同法が最先端のHEMS技術普及に待ったをかけたが、約8カ月後の2013年5月に同法の安全基準が改正<sup>34</sup>された。これまでの常識やライフスタイルにとられない最先端のしくみは、規制行政の枠組みに収まらない可能性が高い。しかし、その都度、規制緩和の議論と決定に時間を要しては、企業の投資意欲やビジネスチャンスの減衰を招き、ひいては公共の利益を損なう恐れがある。ICTによる家と家、家と地域などが情報や電力・エネルギー面で連携・融通する仕組みは、環境負荷やエネルギーのトータルコストの低減にとどまらず、希薄化傾向にある地域コミュニティのあり方や社会インフラに対するニーズの水準や内容にも変化をもたらし、地方自治体の財政負担を抑制する救世主となりうる。長期デフレからの脱却に向けて、今後の低炭素・少子高齢化・人口減少社会に適応した新たな市場を創造し、持続的な地域経済の活性化が図れるよう、時代の変化に即応した規制改革が要請される。

## 8. まとめ

バブル崩壊以降の「失われた20年」の間に増え続けた国の債務のうち、普通国債（JGB）の残高は約700兆円と、過去20年間で約4倍に増加し、GDP対比約1.5倍となった。諸外国のソブリン債が財政悪化を理由に格下げや金利高騰を招いたが、JGBは約9割を自国の投資家が保有することで激変を免れ、安定を維持している。しかし、昨今の長期金利・債券価格変動による国内投資家のポートフォリオ変更の見通しから、我が国特有の安定機能の維持が懸念される。

33. 平成25年4月26日、横浜市西区の住宅展示場内にオープン。

34. 平成25年5月10日「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の一部改正について」（経済産業省）

「失われた 20 年」の間に損なわれたのは景気や資産価値だけではない。高度経済成長時代に最適化された社会経済システムが疲弊し、少子高齢化・人口減少時代の到来とともに人口構成や税収構造、受益と負担の関係も変化した。消費者ニーズという需要側の変化が産業構造や雇用形態等の供給側にも大きな影響を与えた。様々な社会背景やライフスタイルが変化を遂げており、景気が回復しても当時の「古き良き時代」が戻る訳ではない。現代は、電力等のエネルギーと電化製品に依拠した高度で便利な日常生活を享受している。地球温暖化対策では温室効果ガス排出量の大幅削減が求められ、目標となる排出量を単純に比較すれば昭和 40 年代の生活レベルに相当する。パソコンや携帯電話が誕生する以前であり、普及過程の三種の神器（テレビ・冷蔵庫・洗濯機）や、乗用車・エアコン・電子レンジ等の普及当初の時代である。日常生活に高度な ICT を活用した製品は増えることはあっても減ることはなく、これらを捨てて過去に戻ることは非現実的である。

120 年余の歴史を持ち平成の大合併を終えたばかりの地方行政システムにおいても、130 年弱の歴史を持ち社会インフラを支えてきた電力供給システムにおいても、東日本大震災を転換点として、ともに第 4 世代となる将来を見据えた新たな制度設計を模索する時代に入っている<sup>35</sup>。

地方自治体における公共施設老朽化問題を、現状の機能維持を前提とした単なる財政収支問題と捉えようと、誤った未来像を導く恐れがある。この時期まで解決に向けた着手を先延ばししてきたことで、過去の古いテクノロジーや行財政手法を用いずに済んでいる。次の更新サイクルを待たずに、過去には存在しなかった最新の ICT や EMS や新しい公民連携手法を採用できる好機と捉えれば、全く新たな発想でグランドデザインを描くことができる。

長期的なデフレの間に激変した社会経済情勢を再認識し、現下の経済・金融政策や成長戦略を通じて、時代に適した規制緩和による制度設計とともに、次代に向けた

地域社会、地域経済の再構築につなげる視点が重要である。

\*本稿は、PHP 研究所「地方議員のための政策力アップ講座」第 34 回（2013 年 5 月 9 日）、第 35 回（同 5 月 22 日）での講演内容をもとに、再構成し執筆した。

#### 【著者プロフィール】

伊藤敏孝（いとう・としかか）

神奈川大学 指定管理者モニタリング・評価研究所 客員教授  
ファイナンシャルプランナー

1994 年横浜市役所入庁。人事・財政部門、区役所、地球温暖化対策事業本部を経て、2011 年 5 月より経済局政策調整部経済企画課課長補佐。2011 年 4 月より神奈川大学客員教授を兼務。

政策研究大学院大学博士前期課程修了。日本行政学会、日本自治体学会、日本ファイナンス学会所属。ファイナンシャル・プランニング技能士センター認定会員。

主な論文等に、「平成の大合併時代の大都市制度に関する研究～神奈川県と横浜市における一層制大都市制度のシミュレーション～」(2003, 政策研究大学院大学)、「自治体経営革新の方向」(「地方財務」2010.3-5 月号)、「自治体経営改革ツールとしての事業仕分け(13)・受益者負担」(「地方財務」2013.4 月号)、「ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制」(PHP Policy Review Vol.4-No.34 2010.8.23)、「スマート化する都市と第 4 世代(4G) 地方自治の展開」(PHP Policy Review Vol.6-No.50 2012.6.19) 等。

35. 「スマート化する都市と第4世代(4G) 地方自治の展開」(PHP Policy Review Vol.6-No.50 2012.6.19)

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2013.3.27(Vol.7-No.58)	経済	アベノミクスによる政治的景気循環の行方 —憲法改正を視野に入れた財政再建戦略を描け— 主任研究員 宮下量久
2013.2.13(Vol.7-No.57)	外交・安全保障	日本の外交と科学技術の創造的なサイクル形成を 主席研究員 金子将史
2013.1.30(Vol.7-No.56)	地域政策	首都圏における高齢者急増に対する施設とサービスの絶対的不足 コンサルティンク・フェロー/㈱ファイナコラポレート 研究所代表取締役 望月伸一
2013.1.30(Vol.7-No.55)	地域政策	公共施設マネジメントにおける合意形成の進め方 ～総論賛成、各論反対を突破するために～ 主任研究員 佐々木陽一
2012.11.22(Vol.6-No.54)	地域政策	【緊急提言】 東京都知事選を政策本位で考えるための8つの視点 主席研究員 荒田英知
2012.11.13(Vol.6-No.53)	教育	教育委員会廃止を提案する —政治的中位性をいかに確保するか— 主席研究員 亀田 徹
2012.10.24(Vol.6-No.52)	外交・安全保障	【緊急提言】 新段階の日中関係に適合した多面的なパブリック・ディプロマシーの展開を 主席研究員 金子将史
2012.07.11(Vol.6-No.51)	外交・安全保障	日本の外交・安全保障政策の知的基盤をいかに強化するか —政策シンクタンクのあり方を中心に— 主席研究員 金子将史
2012.06.19(Vol.6-No.50)	地域政策	スマート化する都市と第4世代（4G）地方自治の展開 神奈川大学指定管理者モニタリング・評価研究所客員教授/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2012.04.06(Vol.6-No.49)	外交・安全保障	第一次大戦から100年中国の台頭と日・ベルギー関係の展望 在ベルギー日本国大使館公使 片山和之
2012.02.02(Vol.6-No.48)	外交・安全保障	中国における国益論争と核心的利益 主任研究員 前田宏子
2011.10.17(Vol.5-No.47)	教育	学校の災害対応マニュアルにPDCAサイクルを導入せよ ～文科省「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 中間とりまとめ」に追加すべきポイント～ 主席研究員 亀田 徹
2011.9.30(Vol.5-No.46)	外交・安全保障	日米同盟は深化しているか —日米安保共同宣言以降の変化から— 主席研究員 金子将史
2011.7.12(Vol.5-No.45)	経済	東日本大震災後の電力政策に関する4つの視点 研究員 宮下量久
2011.6.17(Vol.5-No.44)	地域政策	東日本大震災100日の課題について ～復興を軌道に乗せるための3つの取り組み～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.27(Vol.5-No.43)	教育	『教育委員会による点検評価』をチェックする ～形式主義を打破するための制度は機能しているか～ 主席研究員 亀田 徹
2011.5.17(Vol.5-No.42)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第二次提言」について ～被災市町村は「復興ビジョン」の早期策定を～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.6(Vol.5-No.41)	外交・安全保障	リビア情勢と中国 —中国の海外利益増大に伴う新たな課題— 主任研究員 前田宏子
2011.4.15(Vol.5-No.40)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」について 主席研究員 荒田英知
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制よりも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 —民主党政権は提言を活かそうるか— 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティンク・フェロー/㈱ファイナコラポレート 研究所代表取締役 望月伸一

2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度	研究員	金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ	研究員	宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」	主任研究員	金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か	主任研究員	金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長／「子育てと教育を考える首長の会」事務局長		中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー／横浜市立大学教授・エクステンションセンター長		南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国防見直し：QDR 2010」を読む	主任研究員	金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー／前・志木市長		穂坂邦夫
2010.1.19(Vol.4-No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～	主任研究員	亀田 徹
2010.1.12(Vol.4-No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー／東洋大学准教授		島川 崇
2009.12.10(Vol.3-No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー／中部大学教授		細川昌彦
2009.11.5(Vol.3-No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢	主任研究員	前田宏子
2009.11.5(Vol.3-No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず	常務取締役	永久寿夫
2009.9.1(Vol.3-No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題	主任研究員	金子将史
2009.7.6(Vol.3-No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～	研究員	宮下量久
2009.4.23(Vol.3-No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第 89 条の改正試案～	主任研究員	亀田 徹
2009.2.3(Vol.3-No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助	研究員	前田宏子
2009.1.9(Vol.3-No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー	主任研究員	金子将史
2008.12.10(Vol.2-No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか	主任研究員	金子将史
2008.10.8(Vol.2-No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 －廃止をタブー視するな－	主任研究員	佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2-No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！	主席研究員	荒田英知
2008.5.9(Vol.2-No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案	主任研究員	亀田 徹
2008.3.31(Vol.2-No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果	客員研究員	南 学
2008.2.29(Vol.2-No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント	主任研究員	金子将史
2008.1.24(Vol.2-No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 －PHP「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応－	研究員	前田宏子
2007.12.13(Vol.1-No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員		佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1-No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～	主席研究員	荒田英知
2007.10.24(Vol.1-No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導く P H P 総合研究所の政策提言	主任研究員	金子将史
2007.9.14(Vol.1-No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる	代表取締役社長	江口克彦



## 『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替わろうとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してまいります。国内に眼を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智慧が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

### 『PHP Policy Review』 (Vol. 7-No. 59)

2013年5月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研  
株式会社PHP研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町21番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

## 政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで「グローバル・リスク分析」、「『先進的安定化勢力・日本』のグランド・ストラテジー」、「地域主権型道州制」、「日本の対中総合戦略」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

PHPとは、“Peace and Happiness through Prosperity”という英語の頭文字をとったもので、“繁栄によって平和と幸福を”という意味のことばです。これは、物心ともに豊かな真の繁栄を実現していくことによって、人々の上に真の平和と幸福をもたらそうという創設者松下幸之助の願いを表したものです。

## メールマガジン登録のご案内

PHP総研の最新情報をお届けします。

- ・ 政策研究、提言
- ・ 論文
- ・ イベント情報

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。